

## 『自転車に乗るときの交通ルール』

宮崎は気候が暖かく晴れの日も多いため、買い物や通勤などに自転車を使う人が多いです。在住外国人のみなさんにとっても、身近な交通手段のひとつではないでしょうか。今回は、自転車に安全に乗るための交通ルールを紹介いたします。

### 【自転車に乗るときの5つのルール】

1. 自転車は車道を走ります。歩道を走るのは特別なときだけです。

<特別なとき>

- ①「自転車が歩道を走ってもいい」という標識が歩道にあるとき
- ②13歳未満の子ども、70歳以上の高齢者、体が不自由な方が自転車に乗るとき
- ③車道を走るのが危険なとき(例:道路が工事中のときや、車があって通れないときなど。)

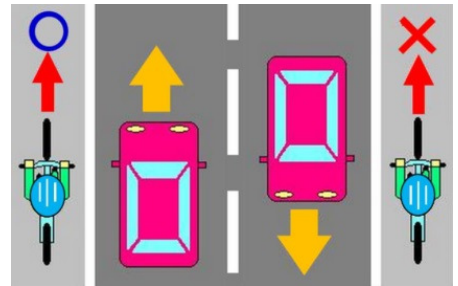
2. 車道の左側を走ります。

3. 歩道では、歩いている人が一番大切です。

※自転車は車道に近いところをゆっくり通りましょう。歩く人が困るときには、自転車は止まるか、押して歩きましょう。

4. 安全ルールを守ります。

- ①お酒を飲んだ後、自転車に乗ってはいけません。
- ②自転車に2人で乗ってはいけません。
- ③自転車で2台以上並んで走ってはいけません。
- ④夜はライトをつけて乗りましょう。
- ⑤信号を守ります。
- ⑥交差点では、一回止まって、安全を確かめましょう。



5. 13歳未満の子どもはヘルメットをします。

※自転車に乗っていて交通事故にあったときは、警察に電話(110番)をしてください。

### 【お知らせ】

2013年11月1日から大淀大橋の歩道を通る自転車は、左側一方通行になりました。

このコーナーへのご質問、ご意見、ご要望は：(公財)宮崎県国際交流協会

TEL: 0985-32-8457 FAX: 0985-32-8512 E-mail: miyainfo@mif.or.jp